

群馬大学大学院医学系研究科教授選考に関する選挙管理委員会等細則

	平成16.	4.	1	制定
改正	平成23.	4.	1	平成24. 4. 17
	平成26.	4.	1	平成27. 4. 1
	平成27.	9. 15		平成28. 3. 15
	平成29.	4.	1	平成29. 10. 17
	平成29.	11. 28		平成30. 4. 1
	平成30.	7. 17		令和 3. 11. 16

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科教員選考規程（以下「選考規程」という。）第4条第2項の規定に基づく群馬大学大学院医学系研究科又は医学部附属病院の主担当を命ぜられる教授選考に関する選挙管理委員会（以下「委員会」という。）、選考委員会選挙及び教授候補者選挙等について必要な事項を定める。

(組織等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）から選出された評議員 1人
- (2) 教授会から選出された教授 2人
- (3) 事務部職員 1人

2 医学系研究科長，医学部附属病院長及び理事である者は，委員になることができない。

3 委員の任期は，教授予定者の就任が確定する日までとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き，原則として前条第1項第1号委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第4条 会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(任 務)

第5条 委員会は，選考規程第6条第2項の選挙（以下「選考委員選挙」という。）及び第12条第1項第5号の選挙（以下「教授候補者選挙」という。）の公正な実施及び管理に関し，次の各号に掲げることを行う。

- (1) 選挙人名簿の作成及び確認
- (2) 教授候補者選挙における最終候補者名簿及び資料の受領
- (3) 選挙日程の設定
- (4) 教授候補者選挙における説明会の開催日時の設定
- (5) 投票効力の判定
- (6) 開票並びに選挙結果の公示及び選挙結果の教授会への報告

(7) その他選挙に関し必要な事項

(選考委員選挙の選挙権)

第6条 選考委員会委員の選挙権は、選挙日の10日前の日に在職する医学系研究科又は医学部附属病院の主担当を命ぜられた教授にあるものとする。

(選考委員選挙の方法等)

第7条 選考委員会委員の選挙は、次の各号に定める方法により行う。

- (1) 投票は、記号式無記名投票とし、選考規程第6条第2項に規定する選出区分ごとに、得票順位（得票数）に従って選出する。
- (2) 前号の場合において、得票数が同数により、選考委員会委員を選出し難い場合は、その者について更に投票する。
- (3) 複数の選考委員会委員の選挙を行う場合は、講座の編成順に投票を行い、それぞれの選考委員会委員について、投票用紙に4人記す。

2 選考委員会委員に欠員を生じたときは、次点者を繰り上げ補充する。

(教授候補者選挙の選挙権)

第8条 教授候補者の選挙権は、選挙日の10日前の日に在職する医学系研究科又は医学部附属病院の主担当を命ぜられた教授にあるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は除くものとする。

- (1) 当該専攻分野の主担当である者
- (2) 選挙日までに退職した者
- (3) 選挙日における休職者、停職者、育児休業・介護休業等の者

第9条 教授候補者選挙は、次の各号に定める方法により行う。

- (1) 選挙は、有権者の3分の2以上の投票をもって成立する。
- (2) 選挙日の前に期日前投票日を設け、期日前投票による投票は、1回目の投票として取り扱うものとし、2回目以降の投票としては取り扱わない。
- (3) 投票は単記無記名投票とし、有効投票数の過半数を得た者をもって教授予定者とする。ただし、有効投票数の過半数を得た者がいないときは、得票上位2人について更に投票（以下「決選投票」という。）を行い、有効投票数の過半数を得た者を教授予定者とする。
- (4) 前号の場合において、得票1位の者が2人以上のときは、その者について投票を行う。
- (5) 有効投票数の過半数を得た者がいない場合において、得票1位の者が1人、得票2位の者が2人以上のときは、第3号ただし書の規定にかかわらず、得票1位の者と得票2位の者で2回目の投票を行い、得票上位2人を決定する。その際、有効投票数の過半数を得た者を教授予定者とする。なお、有効投票数の過半数を得た者がいない場合は、得票上位2人で決選投票を行い決定する。
- (6) 決選投票において有効投票数の過半数を得た者がいないときは、更に2回投票を行う。前号の規定に基づき、2回までの投票において有効投票数の過半数を得た者がいないときは、日を改めて投票を行う。
- (7) 最終候補者が1人の場合は、有権者の3分の2以上の同意をもって教授被推薦者

とする。

(8) 白票の取扱いは、1回目の投票においては有効とし、2回目以降の投票においては無効とする。

(9) 複数の選挙が同一日に行われる場合は、各選挙の1回目の投票は一の投票箱により、同時に行う。

(10) 投票内容等に疑義が生じた場合は、その都度委員会が協議し決定する。

(異議申立て)

第10条 公正な選挙の実施及び運営に関する異議申立てがあった場合は、委員会に諮りこれを処理する。ただし、委員会が受理する異議申立ては、最終候補者に選ばれた者に関する事項とし、次の各号に掲げる異議申立ては受理しない。

(1) 選考委員会委員の選出に関する異議

(2) 選考委員会の選出作業に関する異議

(3) 最終候補者の選出方法に関する異議

(4) 最終候補者に選出されなかった者に関する異議

2 委員会は、受理した異議申立てに対する認否案を作成し、教授会において報告するものとし、その決定は、投票により当該教授会出席者の過半数の賛成をもって行うものとする。

(細則の疑義)

第11条 この細則の実施に当たり、疑義を生じたときは、その都度教授会に諮り処理する。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

この細則は、平成24年4月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年10月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年11月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年11月16日から施行する。